

運動会・体育大会が 開催されました！

5月30日 倶知安中学校体育大会
6月7日 小学校運動会



羊蹄山の山開き 日帰りで無理のない登山計画を

6月12日(金)、羊蹄山避難小屋管理人が避難小屋開きに向けて出発しました。



▲羊蹄山での荷上げ (6月12日)

また、13日(土)には羊蹄山山開き・半月湖開きが行われ、関係者で登山者らの安全を祈願しました。



▲羊蹄山山開き (6月13日)

山計画をお願いします。
●羊蹄山管理保全連絡協議会事務局 (観光商工課) ☎23-3388
※避難小屋への宿泊を検討している方は事前にご連絡ください

【無理のない登山計画を】

- 気象状況や天気予報を十分確認し、天候の急変時などには無理な行動を控えましょう
- 単独行動は避け、経験豊富な人と一緒に行くなど、体力と経験に応じてゆとりを持った計画にしましょう
- 入山前には必ず登山計画書を最寄りの警察に提出し、家族にも渡しておきましょう

【情報収集や装備を万全に】

- ラジオ、無線機、携帯電話、予備のバッテリーを携帯するなど、情報収集、連絡手段を確保しましょう
- 装備を整えて十分な食料を用意しましょう。特に防寒・雨具の準備は万全にしましょう
- 登山道内には、水分補給できる場所がありません。水筒などは必ずご自身で準備しましょう
- 単独行動は避け、熊鈴など音の出るものを携帯し、クマに出会わないための対策をしましょう
- 「ベトマナーを守りましょう」
- ペットには常にリードを付け、ふんは必ず持ち帰りましょう

よりよいまちづくりのために 道路現況調査のお知らせ

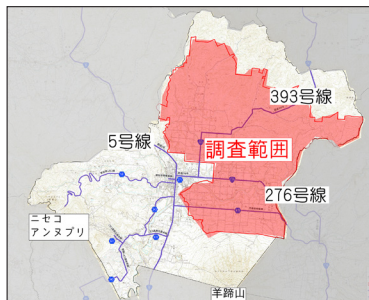
今後の準都市計画区域の検討に必要な基礎資料を作成するため、道路現況調査を実施します。

調査期間中は、委託業者が現地調査を行い、道路状況の確認や記録写真の撮影を行います。必要に応じて道路に隣接する土地へ立ち入る場合がありますが、建物内部への立ち入りは行いません。ご理解とご協力をお願いいたします。

■調査場所／都市計画区域および準都市計画区域外

■調査期間／令和8年7月～11月

調査員は身分証明書を携帯しています。不審に思われた場合やご不明な点があった際はご連絡ください。



●まちづくり新幹線課景観室建築指導係

☎56-8012

道路改良工事のお知らせ ニセコひらふの一部交通規制

渋滞緩和対策によるバス停車帯整備のため、道道蘭越ニセコ倶知安線の道路改良工事を行います。これに伴い、交通規制を行いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



■工事期間／令和8年7月下旬～11月下旬(予定)

■規制内容／一時片側交互通行規制

■工事区間／

- ①ニセコひらふ1条3丁目3番地(下り)
- ②ニセコひらふ5条3丁目7番地(下り)

●北海道小樽建設管理部共和出張所

☎0135-62-1818

農高の魅力発信！ 小学生と種まき体験

5月16日(土)、倶知安農業高校にて、「第1回農高生と一緒に！農作業体験イベント」が実施されました。

倶知安農業高校生徒クラブの生徒が地域の子どもたちとの交流を通じて農高の魅力を発信する企画「カボチャプロジェクト」の一環として行われ、農高生と町内の小学生18名と一緒にカボチャの種まきと花の寄せ植え体験を行いました。

今後、9月末頃の収穫に向けて子どもたちと農作業を行うイベントを実施し、収穫後のカボチャはハロウィンの時期に合わせて町内のさまざまな場面で活用される予定です。

なお、完成した寄せ植えは倶知安町役場前に設置していただきます。ぜひご覧ください。



国保・後期・医療費助成について 各種証の更新が始まります

①国民健康保険

○マイナ保険証がある方／

医療保険の資格情報を確認するための「資格情報のお知らせ」を送付します。医療機関ではマイナ保険証をお使いください。ただし、70歳未満の方ですでに「資格情報のお知らせ」が交付されている場合は、今回送付されるものではありません。

○マイナ保険証がない方／

新しい資格確認書は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。8月1日から新しい資格確認書をお使いください。

限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の申請手続きは8月3日から

○マイナ保険証がある方／

申請手続きは不要です。マイナ保険証を使うことで自己負担限度額が適用されます。

○マイナ保険証がない方／

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も有効な認定証が必要な方は、改めて申請が必要です。なお、70歳～74歳（昭和26年8月2日～31年8月1日生）の方には、

申請案内を7月中旬に送付します。

■手続きに必要なもの／

本人確認ができる書類（運転免許証など）、マイナンバーを確認できるもの

※住民税非課税世帯の方で過去12カ月間で91日以上入院した方は、入院期間が分かる領収書もお持ちください

②後期高齢者医療

今回の更新から年齢やマイナンバーカードをお持ちかどうかで送付されるものが変わります。※詳細は、折込チラシをご覧ください

③医療費助成

下表の各種医療費助成の有効期限が7月31日となっている受給者の方で、更新の要件に該当する方には新しい受給者証を7月31日までに送付します。

※各種医療費助成の対象者は下表のとおり

■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56―8006

にほんごサロン 春チームを振り返って

くっちゃんにほんごサロン「にこちゃん」の春チームが終了しました。全12回の活動には、サポーター（学習支援者）47名、学習者38名が参加しました。

サロンの活動では、前半の時間を日本語で会話する学習タイムとし、後半は事前に決めた遊びやゲームを全体で楽しむ交流タイムとしています。春チームの交流タイムでは、ボッチャ、モルック、書道などを企画し、ルールやコツもサポーターが説明しました。

夏チームのサロンは7月22日(水)から始まります。サポーターとして参加するには、7月15日(木)に開催するサポーターミーティングへの参加が必要となります。興味のある方はお問い合わせください。



▲詳細はこちら



農高「忠」^{なかつこう} 今年は 酒蔵祭りでお披露目

5月30日(土)と31日(日)、二世古酒造にて酒蔵祭りが開催され、普段は見ることのできない酒蔵の見学や、会場限定のお酒の販売が行われました。

会場では、俱知安農業高校が取り組む「酒米プロジェクト」で生徒たち自ら栽培した酒米を使用し、仕込みも行った日本酒「忠」の販売も行われました。

今年の「忠」は、例年とは異なる酒米『きたしずく』を使用したほか、今までのラベルとは一味違う、日の丸をイメージしたデザインに変更するなど、新しい取り組みに挑戦しました。

生徒たちは新たな雰囲気をもった「忠」を笑顔で販売していました。



▲販売会の様子



▲今年の「忠」

児童館・放課後児童クラブの民間委託に向けて 利用者への説明会を開催します

令和8年10月からの児童館・放課後児童クラブ運営業務の民間委託に向けた「俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務委託に係るプロポーザル審査会」において、審査の結果、以下のとおり委託事業者を決定しました。

- 業務名／俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務委託
- 委託事業者／シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社北海道支店

民間委託後も、引き続き町が実施主体となるため、運営内容に大きな変更はありませんが、事業者決定に伴い、利用者説明会を開催します。

- 日時／7月8日（水）
- 会場／俱知安町役場 2 階会議室

※詳細は町ホームページをご確認ください

☎こども未来課こども支援係 ☎55―6116

新プール絵本館 複合拠点施設 インフォメーション

（仮称）プール絵本館複合拠点施設の建設について、6月も引き続き基礎工事が行われました。

現場では、今後の躯体工事に向けて準備が進んでおり、プール屋根躯体工事のための高くて大きな足場が姿を現しました。

今後は地上部躯体や内外装仕上げの工事へと移行していく予定です。

☎社会教育課施設計画係 ☎22―0230



制度名	対象	助成範囲	自己負担額	必要書類など	所得制限
子ども医療	0歳～18歳	・通院 ・入院	初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円	・子どもの健康保険資格確認書など	無し
重度心身障がい者医療	・身体障害者手帳 1、2、3 級（3 級は内部障がいがある方） ・重度の知的障がいと診断された方	・通院 ・入院	【0歳～18歳】 初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 【非課税世帯】 初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 ・柔整 270円	・本人の健康保険資格確認書など ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの、障がいを証明できるもの	所得制限有。転入者は、所得額と住民税額が分かるもの（所得課税証明書）が必要
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	・通院			
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する家庭で、0歳～18歳（18歳以上の特例有）の子と、その母か父 ・母子、父子家庭 ・両親がいない家庭 ※両親のいずれかに重度の障がいがあるときは、対象になる場合有	【子ども】 ・通院 ・入院 【母か父】 ・入院	【課税世帯】 1割 ◇入院 月額上限額 57,600円（多数該当の場合 44,400円） ◇通院 月額上限額 1万8千円（年額上限 14万4千円）	・本人の健康保険資格確認書など ・戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの ※18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの	

【注意】以下のものは助成対象になりません

- ・入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額
- ・訪問看護療養費の基本利用料（療養費の1割）※ただし、0歳～18歳の受給者を除く
⇒月額上限／住民税非課税世帯 8千円、課税世帯 1万8千円
- ・健康保険で対象外の費用（予防接種、薬の容器、おむつなど）は自己負担です